⑨　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑪　工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

⑵　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑶　二次審査　発注者から上記⑴、⑵に掲げる競争参加資格があると認められて指名された者で、下記４⑶㈠の期間内に施工計画書及びＶＥ提案書を提出した者のうち、発注者から当該工事全般の施工計画（周辺地域の沿道環境に配慮した具体的な施工計画）及びＶＥ提案（鉄筋コンクリート構造物（曲線構造）の品質管理に係わる具体的な施工計画）について適切であると認められた者であること。

また国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、関東地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ、５者に追加して指名する。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」、「企業の技術力」、「工事全般の施工計画（本工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の１）、２）の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠～㈢のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈤の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㈠　技術提案の項目として「鉄筋コンクリート構造物（曲線構造）の品質管理に係わる具体的な施工計画」

㈡　企業の技術力

㈢　工事全般の施工計画（本工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

㈤　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㈠、㈢、㈤の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、①～④の評価内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㈠の技術提案を行わない者は、②㈢㈤の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑶　⑵②㈠㈡㈢㈤の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㈠「鉄筋コンクリート構造物（曲線構造）の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　⑵②㈢で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年４月４日から平成24年７月23日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成24年４月４日から平成24年７月23日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

㈠　一次審査資料（別記様式－７、８以外）

平成24年４月４日から平成24年４月16日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記４⑴に平成24年４月４日から平成24年４月16日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに、書面にて持参もしくは郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）すること。なお、申請書及び資料が３ＭＢを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

㈡　二次審査資料（別記様式－７、８）

平成24年５月９日から平成24年５月29日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに、書面にて持参もしくは郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）すること。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年６月20日から平成24年７月23日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、競争参加資格を有する者の連絡先が分かるものを同封すること。交付期間は、平成24年６月20日から平成24年７月23日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成24年６月20日から平成24年７月23日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年７月23日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成24年７月23日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年７月23日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成24年７月26日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。